

令和3年度 第3回 高島市ごみ処理施設建設検討委員会会議録

開催日時 令和4年1月17日（月） 午前10時45分～

開催場所 高島市役所 本館1階 会議室2

出席者 【委員】（名簿順、敬称略）

樋口 能士（委員長）、荒井 喜久雄（副委員長）、香川 雄一、柳井 薫、明石 達郎、
井上 和也、奥野 博史、川添 宏司

【事務局】

高島市環境部

会議内容 開会

1. 委員長あいさつ

報告等

2. 建設候補地選定基準の確認について

（1）建設候補地の選定手順

（2）資格判定基準項目について（1次審査）

（3）相対比較項目・評価基準について（2次審査）

3. 現地確認資料について

（1）本日のスケジュール

（2）公募地の概要（公募地の概要・経緯、位置図（全地点、各地点））

（3）資格判定審査結果（1次審査）

（4）相対比較・評価の途中経過（2次審査）

（5）採点票（2次審査：検討委員評価項目）

（6）施設イメージ図

4. 参考資料

・応募申請書

5. 現地確認

（1）平ヶ崎地区

（2）椋川、保坂地区

（3）椋川区

資料 資料1

資料2

資料3

◇開会

1. 委員長あいさつ

◇報告等

2. 建設候補地選定基準の確認について

- (1) 建設候補地の選定手順
- (2) 資格判定基準項目について（1次審査）
- (3) 相対比較項目・評価基準について（2次審査）

事務局より資料1について説明を行った。

委員：今日は相対評価を行うと申し上げたが、正確には委員が評価する表の最初の部分、定量評価のところに関しては、今日の時点ではまだできないということか。

事務局：後ほどお示しさせていただく。

委員：環境センターと環境センターの対岸の自治会について、1つのところは両方跨っているが、跨っていないところについては、環境センターの向かい側の自治会についてはある程度調整がついているのか。

事務局：応募地2の環境センター向かい側の土地については、棕川区しか範囲がないので、跨っているというわけではない。

委員：現環境センターについて、2つの区が応募しているということだが、仮に環境センターの向かい側については恨みっこなしで済む話か。

事務局：選ばれた場合か。

委員：そうである。3カ所あるが、例えば②を選んだときに①に手を挙げた2区は落ちることになる。そういう場合についての調整はついているのか。

事務局：選択肢の1つとしていただければいいということで応募いただいている。選ばれたら、その結果を受け入れるということで応募いただいている。

委員：今の段階でお聞きしていいかわからないが、この3地区に関しては新聞報道で公表されていると思う。それに対して、その地区の方以外の方を含めて市内からもし何か反応等があれば教えていただきたい。

事務局：年末に応募を締め切らせていただいたときに、応募いただいた区と箇所数については公表したが、具体的な場所については個人の特定につながるということで公表していない。

現在地から公募があったのかという問い合わせも受けたが、箇所を具体的には公表せず、答えられないということで対応している。

委員：そうすると具体的な場所が判明した段階で対応があるのか。

事務局：候補地を選定した後は、すべての箇所と評価の結果を公表させていただく。審査の過程はあくまでも場所は公開しないということをお願いする。

委員：現時点では賛成とか反対という声は届いていないということか。

事務局：今のところは特にない。

委員：選定基準についても改めてご説明いただいたが、今回は2次審査のところでは災害リスクの懸案事項が加わったとのが前回と大きな違いであった。この公募自体は十分

応募する人たちにはご理解いただいていると思うが、それ以外の一般の市民の方は、前回は浸水リスクということで否決されたが、今回はそれを踏まえて、この手順が新たに加わったというところなど、事務局の中で、そういうところは改善されて今回は決めてくれるのだろうと市民からも好意的にみていただいているのか気になる。事務局が受けた感覚としてどうか。前回と比べて今回、そこは考慮されているという市民の方の認識はいただいているのか。

事務局：区長向けの説明や各地区から要請を受けて説明させていただいたときには、こういったプロセスは説明させていただいている。議会にもこういった手順で議論して進めたいということを申している。それに対して特別の反応はないが、丁寧に進めさせてもらっているということは理解いただいていると考えている。

事務局：追加で補足する。議会の特別委員会に公募の状況や今後の進め方は説明した。議員が気にしているのは会議の透明性ということで、この会議自体は自由闊達な意見を頂戴するために非公開としていることはご理解いただいている。ただ、どういう審議経過だったのかは示して欲しいということである。専門家のご意見をいただけるという部分では安心感を持っていただいている。そのあたりは注目していただいていると思う。

委員：断層の直上とはいかなくても、3カ所とも隣接した近いところになっているところが気になっている。あらかじめ設定している基準表、1km未満であるとか、点数表で近接であることはとりあえず今の段階ではその評価があらかじめ設定している基準表での評価とはなるが、とりわけ別途専門家のご意見聞くとか、そのあたりは何かお考えはあるか。

事務局：本日、採点の結果を見ていただき、3カ所とも活断層に近接していることは明白であるので、ご意見をいただいて事務局のほうで専門家にご意見を伺い、次回ご意見を報告させていただき、最終的な判断をしていただきたいと考えている。

3. 現地確認資料について

- (1) 本日のスケジュール
- (2) 公募地の概要（公募地の概要・経緯、位置図（全地点、各地点））
- (3) 資格判定審査結果（1次審査）
- (4) 相対比較・評価の途中経過（2次審査）
- (5) 採点票（2次審査：検討委員評価項目）
- (6) 施設イメージ図

4. 参考資料

- ・応募申請書

事務局より資料2について説明を行った。

委員：確認したいことや質問はあるか。

委員：埋蔵文化財の調査で工事に影響を与えるものはないということか。

事務局：そうである。文化財調査は既に終わっている。

委員：現在調査は終了していて、工事に影響与えるものはないということか。

事務局：そうである。

委員：先ほどのご質問で活断層の話があったが、現在環境センターがある場所の近くは有名な活断層で資料の実線で書いてあるが、平ヶ崎のほうはこの地図を見る限りは伏在という活断層で、資料を作るときに航空写真とか古い地形図で分かると思うが、断層かどうか、実際に工事が決まったら調査をすると思うが、それ以前で部分的に調査するというのは可能なのか。どちらにせよバイパスがあるので、それ以前の段階で施設を作っているため確認する必要もないかと思うが、リスクという意味では現環境センターの場所のリスクと平ヶ崎のリスクは少し異なる。

平ヶ崎のところの道路は近江今津からマキノのほうに抜けてくるところだと思うが、これはバイパスだと思うが、古い街道はどこを通っているかわかるか。昔から人が住んでいる。

事務局：国道161号はオレンジがバイパスになっているので、右側の青い線が旧国道である。これが幹線道路である。

委員：少し琵琶湖側ということか。

事務局：そうである。

それぞれ断層が違うとご指摘いただいたが、そのとおりである。応募地1と2のところは花折断層という活断層がある。これは国道367号沿いに走っていて、右横ズレ断層である。環境センターの土地が南へ下がっている。採石場のほうは北へズレている。そういったズレの被害が想定される場所である。

平ヶ崎については琵琶湖西岸断層帯と言われていて、これは西側隆起の逆断層と言われている。つまり東から西の地下へ入り込んでいって、その影響で西側のほうが盛り上がっているというタイプの断層である。

こちらは地表に現れている断層面というのは点々と書いてある右端の部分で、活撓曲部という表記がされていて、矢印が赤で東側に向かって引かれているが、これは地形が断層の影響でたわんでいる。

委員：これよりも琵琶湖側の部分か。

事務局：そうである。黒い線を頂点に東側にたわんでいる地形の特徴が見られるので、こういった表示が国土地理院でされている。地下の状況がまだ明らかになっていないのが現状である。

国道161号のバイパスの時のボーリングの結果は出ている。この応募地の開発の際にもボーリング調査がされている。支持層としては結構浅いところにはしっかりした地盤があることは確認できている。決定までにボーリングはお金の面でできない。

委員：過去に調査があるのであればよい。

事務局：既存の資料を見ていただきたい。

委員：参考資料の P. 53、区の想定ラインだけ教えていただきたい。P. 52 を見ると消えているが黒の実線が現環境センターの中を走っていたことがわかる。P. 53 は平ヶ崎区の境界ラインが今の計画地を含む真ん中あたりで黒い実線が切れている感じだが、これは赤い実線に沿っているのか。

事務局：ピンクの実線沿いに横一線に引いてある。これが大字境になっている。北が大字日置前、南が大字福岡になっている。ちょうど敷地が大字の境になっているということで、隣の自治会との距離は 100m 未満という評価にしている。

委員：そうすると平ヶ崎区のラインはギリギリこの計画地の境界ラインで、南に開発団地があるが、これは隣の区で、左下のお寺や神社のマークがあるが、これも別の区か。

事務局：そうである。

委員：現地確認している最中でも質問ができる。この議論を一旦切りたい。
今までのところで事務局から何かあるか。

事務局：項目の評価を説明させていただいたが、要審議項目がある。

1 - 4 が活断層からの距離ということで、ご質問いただいているとおり、専門家の意見を伺ったほうがよいのではないかということになるのか。浸水についてはいずれも懸念がない。支障物の有無は現地を見ていただいてからで結構であるが、要審議項目の取り扱いについては活断層からの距離を次回専門家のご意見を事務局でお聞きしてお示しした方が良いか。

委員：今回は地震災害、活断層からの距離に関して専門家からご意見を伺った上で次回その報告をいただき、我々で判断する。今回はこれだけでいいだろう。外の専門家に聞く内容として浸水リスクなどはないので、活断層からの距離について専門家からの意見を聞くと事務局からご提案があったが、いかがか。これで同意いただければそういう手順で進めていただくことになる。

委員：できれば距離だけでなく、距離に見合う対応力が大事だと思う。併せたご意見を確認できれば。

委員：我々は例えばどの程度の揺れで、それだったら地震はこういうことをすれば対応できるといった説明が欲しい。

委員：要するにこれぐらいの揺れなりズレなりが想定されるから、そこに建物を建設するならこれぐらいの対策が必要という、対策の大きさの違いを相対的にご意見いただくということか。

どちらかと言うと、〇×をつけていただくというよりは、相対的にどうか、これだったらこれぐらいの対策が必要で、こちらだったらこれぐらいの対応が必要だというご意見のいただき方になる。いかがか。

委員：事務局提案でよい。

委員：事務局のほうで専門家に意見を聞いていただくことにする。

ほかに確認しておくことはあるか。

専門家のやり方については事務局一任にさせていただいてよろしいか。

今後のスケジュールの説明をお願いします。

事務局：第4回検討委員会は2月下旬でお願いしたい。

現地への移動

5. 現地確認

- (1) 平ヶ崎地区
- (2) 椋川、保坂地区
- (3) 椋川区

会議室へ移動

事務局：ご質問があればいただきたい。

委員：今日採点結果を取りまとめるわけではなくて、後ほど整理するのか。

事務局：今日は採点結果をいただく。

委員：この議論は今日ではなく次回か。

事務局：次回に報告させていただく。

各委員による評価

事務局：今回評価いただいた内容については、委員8名の平均点を採用させていただき、次回の委員会で採点結果の報告をさせていただきたいと思っている。今日お示しできなかった経済性の部分と2次評価の完成版を次回審議いただきたい。併せて、要審議項目の専門家のご意見も次回お示しをさせていただき、議論いただきたいと思っている。

委員：皆さんの提出が終わったため、今日の予定は終了である。

今日の我々の評価の中で、1-9に要審議という項目があったが、このことを言われている人はいないということによいか。議事でそこまでのご意見はなかったように思う。審議事項に入るのは活断層だけで、これから事務局一任で外部からの意見を聞く。有識者の方を選定いただいてご意見を聴取していただく。

事務局：第4回が評価を全部入れさせていただき、もう1度確認していただく形になる。

第5回が選定結果報告書を確認していただき、答申という形になる。

委員：結果については、一旦出たら議論の余地はないだろう。

事務局：次は経済性をみてもらわなければいけない。

委員：それもどちらかと言うと事務局が機械的に算出する定量的な値になるのか。

事務局：そうである。

委員：正しい・間違いの議論はあるかもしれないが、出た値について、あるいは出た結果について、それをひっくり返すような議論はあまりしない方がよい気がする。

基本的にはこれで終わりである。最後に委員、事務局から何かあるか。

委員：評価の基準は決まっているが、前から気になったのが、例えば敷地から住宅地までの距離が短いと評価が低いわけである。決まり事が多いと、それも評価が低い。それは決めてしまったものだが、それによって悪いことにはならないと思う。もし質問があったときには丁寧に説明して、制約が強いところほど悪いのではないという、制約が強いところでも丁寧にやる。規制がなくても良い。あまり変わらないはずなのに差をつけているが、住宅が近いところは点数が低いというのは、今回迷惑施設という観点からやっているのだから、最初に決めたことなのでどうしようもないのだが、十分理解していただきたいと思う。どこに作っても、きちんとしたものを作って、周辺に問題ないものを作るに決まっている。評価はこうなってしまうている。意見である。住民の目線に立って考えていただきたい。

委員：点数の高い低いはその意味ではなく、いずれにせよちゃんとした施設を作るのだということである。

委員：感想だが、今回地域振興策や熱の利用などの理解度については、何を問いかけてよいかははっきりしない指標だと思う。今回2地区で共通しているのは地域振興。限界集落になって集落がなくなってしまうという危機感をお持ちになっている。地域から「熱を利用して地域振興を図りたい」、「雇用を促進したい」といった視点は非常によい。

委員：今の関係で、今度の施設は発電がなかったが、熱利用は。

事務局：熱利用はロードヒーティングを場内で使わせていただく。

委員：場内ということか。色々と地域の方の要望を聞いて、こんなのはどうかという提案がされた中で、実際できたけれど全然思ったようにならなかったというのが後々地元から出ると心配である。ある程度そこまで及ぶのか及ばないのか心配である。

委員：私も気になったのは、地域に全く貢献していないものであればやめたいと書いてある文章もあったので、それが決まってから話し合っていくうちに、僕らがイメージしたものと違うぞという感じになってしまうと、それは確かに心配である。そういう不安も持ちながら考えていくと思う。

事務局：熱利用のあり方については、これからほかの先進事例を参考にさせていただいて、今は農業利用を提案しているものがあるので、もちろん地域で主体的にやっていたのが大事になってくるが、そのあたりも実際決まったら具体的に相談しながらご意向も聞いて、極力それに近い形を取るように検討していかなければいけないと思う。

委員：話し合いの機会をしっかりと持てばよいと思う。今は向こうが思い描いている振興策だけなので、実際に施設ができたなら、それをやるのはかなり無理があるがこういうことならできるとか、色々なことについて話し合ひましょう、という姿勢が施工者側、あるいは市側と住民側との間にあればよいのではないか。あくまでもこれは最初に思い描いているだけの話である。それが本当に地域の振興にとって一番よいのかは、合理的な振興策を考えたほうがよいと思う。無理に住民の意向に100%従っ

て、というのは実際にこの施設でできる熱はこの程度で、できることはこれだけだが、できないことがある代わりに、例えばこういうこともできるかもしれないみたいな、そういうオプションを色々提示しながら、よいものを作り込んでいくような形でよいと思う。

今の審査の段階ではより具体的な思い入れがあるかというレベルでの採点だったと思う。

事務局：P. 48 の土壌汚染であるが、説明不足だったところがある。高島市内には土壌汚染対策法に基づく区域の指定はないのだが、環境センターについては 50 年ぐらい現有施設の稼働があるため、土壌汚染のおそれについては否定的な意見を書かせていただいたが、例えば環境センター以外の場所にすると、年々汚染されると思われるかもしれないが、これは施設があったことによって実施しなくてはならない地歴調査があるということで書かせていただいている。

委員：事業をやってきたから悪いということではない。地歴調査をやって、その結果として併せて直すということである。

委員：地歴調査の必要があるため、土壌汚染の可能性もゼロではないという理解でよい。

事務局：ここでは地歴調査が必要なために工期がかかるだろうという観点で評価、採点をしていただいている。

委員：もし次、こういうことを書く機会があったら今のようなニュアンスで書く。今日の資料は変えられないが、次に説明する資料のときにはそういう書きぶりにしてもいいかもしれない。

よろしいでしょうか。では、事務局にお返す。

事務局：長時間の会議ありがとうございました。第 4 回、第 5 回とよろしく願います。

以上